

2009年(平成21年)8月24日

法務省民事局参事官室 御中

大阪弁護士会
会長 畑 守人

国際裁判管轄法制に関する中間試案に対する意見

当会において、標記問題に関する意見照会について検討した結果は、以下のとおりです。

第1、総論

以下の理由により、国際裁判管轄に関する規程を整備することに賛成する。

現行民事訴訟法には、国際裁判管轄についての明文の規定は存在しない。また、ヘーグ国際私法会議において、1999年に、民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約準備草案がいったん作成されたものの、各国間の意見の対立が先鋭となり、2005年6月30日に「管轄の合意」という限られた事項の範囲に関する条約が採択されるに止まり、近い将来、国際裁判管轄に関する多国間条約が作成される見込みはない。

最高裁は、「どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定するかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際裁判慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当である」(平成9年11月11日判決・民集51巻10号4055頁)と判示しているが、「条理」のみではあまりにも不明確なので、さらに、「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するという特段の事情があると認められた場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」(平成9年11月11日判決・民集51巻10号4055頁)と判示している。

最高裁が判示するように、日本の裁判所に訴えが提起された場合、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するか否かという直接管轄の問題について、原則として、民事訴訟法の国内裁判管轄の規定がそのまま適用できるのであれば、新たな国際裁判管轄についての明文の規定を整備する必要もないと考えられる。しかしながら、国内裁判管轄については、交通事情が改善し、電話会議等も導入されているので、所在地以外で提訴された当事者の負担もそれ程小さくなく、

同当事者の負担が大きければ、移送すれば済むだけであるので、義務履行地管轄（民事訴訟法第 5 条第 1 号）等、管轄が広く認められているが、国際裁判管轄について、そのように広く日本の裁判所の管轄を認めると、所在地が日本でない当事者にとっては、距離や時間がかかなり離れているだけでなく、言語や裁判手続が相違するので、負担が非常に大きくなる。そのため、前記最高裁平成 9 年 11 月 11 日判決を含め、実際に、特段の事情が認められて、訴えが却下された事例はかなり存在する。他方、日本の裁判所に訴えを提起する側から見れば、国内裁判管轄の場合、提訴裁判所が管轄を有しないときには移送されるだけであるのに対して、国際裁判管轄の場合、日本の裁判所が管轄を有しないときには、訴えが却下されてしまうが、どのようなときに訴えが却下されるのか「特段の事情」だけでは不明確である。

以上は、日本の裁判所に訴えが提起された場合、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するか否かという直接管轄の問題であるが、他方、外国裁判所の確定判決を日本で承認するための要件の一つである、当該外国裁判所が国際裁判管轄を有するか否か（民事訴訟法第 118 条第 1 号）という間接管轄の問題については、最高裁は、「我が国の国際民訴法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国（以下「判決国」という。）がその事件につき国際裁判管轄（間接的一般管轄）を有すると積極的に認められることをいうものと解される。そして、どのような場合に判決国が国際裁判管轄を有するかについては、これを直接に規定した法令がなく、よるべき条約や明確な国際法上の原則もいまだ確立されていないことからすれば、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って決定するのが相当である。具体的には、基本的に我が国の民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄を存在するか否かを判断すべきものである。」と判示している。外国裁判所の確定判決が日本で承認されるためには、訴訟開始文書の送達・応訴（民事訴訟法第 118 条第 2 号）公序良俗に反しないこと（同条第 3 号）及び相互保証（同条第 4 号）の他の要件も充足しなければならず、実際に、これらの要件を満たしていないと判断された事例も存在するが、間接管轄の有無について、管轄を広く認める国内裁判管轄の規定がそのまま適用されると、日本人及び日本企業に対して負担の大きい外国裁判所の裁判により言い渡された判決が、容易に日本で承認・執行されることになるので、個々の事案における具体的事情に即して条理に照らして判断される事例も存在しており、どのような場合に間接管轄が認められるかも不明確である。

社会経済の国際化に伴い、日本人及び日本企業が、直接管轄の場面でも、間接管轄の場面でも、国際裁判管轄の問題に直面する機会が増加すると思われる

が、以上の通り、現行実務では、条理、ないし、国内裁判管轄の規定と特段の事情という不明確な基準に依拠しており、国内裁判管轄よりも管轄を限定した適切な国際裁判管轄に関する法制を整備する必要性は高いと考える。本中間試案は、基本的には、直接管轄を規定するものであるが、間接管轄の有無の判断についても、国内裁判管轄よりも管轄を限定した適切な国際裁判管轄に関する規定は、原則的には適用されることとなり、法的安定性を与えることになると考えられる。

第2、各論

第1 人に対する訴え等についての管轄権

1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

(意見)：「人に対する訴え」との表現は妥当ではなく、再考すべきである。

その余の自然人の普通裁判籍に関する提案については、賛成する。

(理由)：民事訴訟法第4条第2項において「人」としての言葉が使用されていることを受けてのものであるとしても、「人に対する訴え」との表現については、違和感があり、妥当ではない。表題としては、例えば「人に対する被告住所地等に基づく管轄権」というのも考えられる。ただし、柱書においては、「人に対する訴え」と表記すれば足りる。

アについては、自然人の普通裁判籍について、被告の住所地主義を採用するものであり、妥当である。

イについては、世界のいずれかの国に裁判管轄を認めるべきとの要請がある一方、わが国に被告の関連性が少ない場合にわが国に裁判管轄を認めるべきではないこと、海外に住所があるのに日本に管轄を認めるならば、間接管轄において、日本に住所のあるものに対する外国での判決の執行を認めることとなる可能性があることから、妥当である。また、

被告の住所が証明できない場合を想定して「知れないとき」とすることも妥当である。

ウについては、最後の住所地に管轄を認めても酷ではないこと、最後であることの立証に鑑み、日本に住所があったことを普通裁判籍とすることは妥当である。また、日本に居所が無い又は居所が知れない場合でも、日本に住所を有した後に、外国に住所を有していたものにまで、わが国に国際裁判管轄権を認めるべきではないことから、但書も妥当である。「最後に」との言葉を追加したことについても、特に異論はない。

2 大使、公使等に対する訴え

大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(意見)：賛成する。

(理由)：世界中のどこかに一つは国際裁判管轄権が認められるべきとの観点からは、当該外国において裁判権が認められない以上、日本の裁判所に管轄権を認めるのは妥当である。

なお、当該外国には裁判権は無いが、他の第三国に管轄権が認められる場合に管轄権を認めるかの問題点は解釈に委ねる趣旨であるが、このように解することに特段問題点を認めない。

3 法人その他の社団又は財団に対する訴え

法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(意見)： については賛成するが、 については、「その事務所又は営業所」を「その主たる事務所又は営業所」に変更すべきである。

(理由)： については、国内裁判管轄における普通裁判籍と同趣旨から、日

本の裁判所に国際裁判管轄をみとめるものであり、妥当である。なお「その主たる事務所又は営業所」については、国内裁判管轄においても、定款に記載され登記により公示される形式的意味の本店と営業活動の中心としての実質的意味の本店とが一致しない場合、いずれを標準とすべきか問題になるが、そのどちらかが日本国内にあれば日本に裁判管轄を認めてよいと解される。

については、民事訴訟法第4条第4項、第5項と同様、被告となる法人等の事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合に、世界中のいずれかの国に裁判管轄を認めるべきであるという観点とともに、被告となる法人等の日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本にあれば、昭和56年及び平成9年の最高裁判決のいう裁判管轄を認めるための判断基準、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念」に反しないと思われるので、基本的に我が国に裁判管轄を認めてしかるべきであろう。ただし、 では、「その主たる事務所又は営業所」としながら、 では、民事訴訟法第4条第4項と同様、単にその「事務所又は営業所」としているが、従たる事務所又は営業所は存するが主たる事務所が知れない場合に日本に裁判管轄が認められるべきであるから、 をうけて、 においても「その主たる事務所又は営業所」とすべきである。

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記の訴えを除く。）は、原告が上記の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（意見）

について：

基本的に賛成するが、アが適用される場合には、イは適用されない旨を明記するべきである。

について：

「その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え」の中に契約に関連する不法行為に基づく請求も含まれることが明記されるべきである。

本条とは別に、事務管理、不当利得の管轄についての原則的な規定が置かれるべきである。ただし、本条が適用される場合には、当該原則的な規定の適用は無いことが示されるべきである。

本条項が適用される請求について当事者が合意により異なる履行地を定めた場合には、本条項は適用されないことを明記すべきである。

(理由)：

について：

契約により債務の履行地が定まっている場合、また契約で定めた準拠法により債務の履行地が定まる場合には、一般に、被告にとって当該債務の履行地で訴え提起されることについての予測は可能であるため、債務の履行地をもって特別裁判籍の一つすることは適切である。

なお本条のように、物の引き渡し、役務提供などの特徴的給付に限らず、すべての請求権について本条を適用すること、特に金銭請求についても適用することについて広すぎるとの指摘もありうる。現在、隔地的な送金手段やネットィングによる決済などの多様な決済方法が発達しており、「債務の履行地」が観念し得ない場合や、抽象的には観念できても実質的に意味を持たない場合もあって、金銭請求について本条の適用を除外するという考え方にもうなずける面がある。しかし、金銭請求を除外すれば、本条の適用範囲はあまりに大きく狭められてしまう。金銭請求についても具体的履行地を観念しうる場合も存するのであり、また国内裁判管轄の規定と平仄をあわせるためにも、金銭請求をここで除外するべきではない。

次に、原案はアとイを単に並列的に並べており、当事者が合意により日本国内以外の場所を債務の履行地と定めたとしても、契約の準拠法により日本国内に債務の履行地が存するとされる場合には日本の裁判所にも訴え提起ができるように見えるが、明らかに当事者の意思とは反する結果となる。履行地の合意は、多くの場合、準拠法上の履行地の規定を排除する効果を発生させるであろうとはいえ、必ずしも常にそうだとはいえないのであるから、イの適用は、アによる債務の履行地が決まらない場合に限られることが明記されるべきである。

について：

まず、債務不履行による損害賠償請求権は、当該契約上の債務が金銭債権に姿を変えたものであり、被告としても当該契約上の債務の履行地において訴え提起されることが予測可能であるため、当該契約上の債務の履行地を特別裁判籍の根拠とすることに賛成する。

次に本条は、いわゆる法定債権についても適用されることとしているが、契約上の債務に関連して不当利得、事務管理等が行われた場合についても、被告側としては当該契約上の債務の履行地において請求されることが予測可能であり、また契約に関連する請求は契約上の債務の請求と同一の規律に服せしめることが妥当であるため、賛成する。ところで、ここには不法行為があげられていない。「その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え」に含まれるとするものと考えられるが、法定債権の中で最も重要と考えられる不法行為を例からあえてはずす必要はない。契約締結上の過失や、医療過誤訴訟、金融商品に関する訴訟等、不法行為と契約不履行を並列的に主張することも多いことから、不法行為については明示的に対象にすべきである。

ところで本中間試案には、第2の6に不法行為についての規定が置かれている反面、事務管理、不当利得といった他の種類の法定債権についての原則的な管轄の規定が無い。民事訴訟法に合わせたものとも考えられるが、契約とは無関係に発生する事務管理や不当利得についての請求も、多くは無いとは言えありうるのであるから、別途、事務管理や不当利得についての原則的な管轄の規定について、少なくとも検討されるべきである。例えば事務管理については原因発生地とすることが考えられる。

ただし本条の適用される契約上の債務に関連する事務管理、不当利得又は不法行為の請求については、契約に関する紛争の延長という性質を有するものであるから、別に定められるべき原則的な管轄の規定の適用は無いことが示されるべきである。

さらに、非常に一般的な規定とは言えないが、契約の中で、不法行為、不当利得、事務管理等に関する請求についても債務の履行地が定められていることがありうる。その場合は当該債務の履行地において訴え提起されることが予測可能だから、これをもって国際裁判管轄の根拠とすることを認めるべきである。このような場合には当該合意をもって契約上の債務の履行の請求であるととらえて が適用されるとの考え方もありうるが、明確ではないため明記されるべきである。そして、法定債権

の債務の履行地について明示の合意がある場合には、当事者の意思としては、法定債権については当該合意により定められた債務の履行地における履行をするということであり、 の規定の適用を排除する趣旨と考えられるから、この場合には の適用はないと考えるべきである。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(意見): 賛成する。

(理由): 手形又は小切手による訴訟については、裏書人に対する請求を含めて一括して訴訟を行う必要性が高く、他方で裏書人らは、支払地が記載してあればその地で訴訟提起されることを予測すべきであるから賛成する。なお支払地白地の場合には予測困難という考え方もあるが、支払地白地の手形又は小切手を裏書したからには、白地が後に補充され、この補充された場所における応訴を余儀なくされることについては被告は甘受すべきである。

3 財産権上の訴え

財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

〔甲案〕 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

〔乙案〕ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

〔丙案〕 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押

えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注) 上記のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

(意見): は賛成する。は趣旨としては乙案に賛成するが条項の置き方を工夫すべきである。(注) 記載の条項はおく必要が無い。

(理由): については、請求の目的物が日本にある場合、執行の実効性の確保の点からも日本で訴訟を行う必要性が高く、また被告としても、多くの場合は訴え提起について予測可能であり、日本における裁判を強制されてもやむをえないと考えられるから賛成する。

は趣旨としては乙案に賛成する。

内国債権者にとっては、被告の財産が国内にある場合にまで、外国における判決手続を経て判決を得てから国内で承認をもらう手続を踏まなくてはならないというのは迂遠であるし、また相手国の判決を日本で承認できない場合もあるので、日本国内で訴訟を行う必要性が高い。他方でこの点は、過剰管轄との批判を受けやすいところであり、さらにここで管轄の間口を広げすぎることによる間接管轄への影響についても配慮する必要があるので、いかなる絞りをかけるべきか、という観点が重要となる。

この場合、判決の効力を日本国内に存する財産(当該管轄の基礎となった財産に限られない)に限定することとすべきである。立法技術的には困難なものとなるが、乙案のように間接管轄の考え方を示すことにより、本条のみを根拠に日本の裁判所が国際裁判管轄を認めた場合には、国外で当該判決の効力が承認されなくてもよいという意思が裏から示されることになるから、乙案イの内容は妥当と考えられる。ただ、この条文のみが間接管轄について明示的に規定する条文となるのであるから、実質的には本条との関係で問題になる規定であるとはいえ、本条とは別の規定の中に置くのが妥当である。なおこの点について、より直接的に、判決主文中に執行力は国内に限定されると示すという方法もありうるが、判決手続と執行手続を明確に分ける現在の民事手続法の基本的発想に沿わないし、またそもそも日本の裁判所において下される判決とは、本来的に日本国内の効力しかないのであって(これを外国でも認めるかどうかは外国の法によるものである)、あえてこれを宣言する意味に乏しいと考えられる。

付言するに、このような場合、差押可能財産と請求債権との均衡を要求

する考え方や、丙案のように仮差押を先行させることを求める考え方もありうるが、前者は差押可能財産の評価の問題、一部請求の問題等があり技術的に困難といわざるを得ない。また国際裁判管轄発生のためすべからく仮差押を要求するのも、国内、国際を通じて、保全とは全く無関係に裁判管轄を定める従来の基本的発想と矛盾して妥当ではない。しかも、仮差押を経れば、国内で得た判決について日本国外の財産に対する効力も発生するのであれば、過剰管轄の問題は解消されるものでなく、妥当とは言えない。

(注)記載の規定は必要が無い。 で財産所在地の管轄を認める以上、このような規定を置く意味は、保証人の所在地や物的担保の場合の物の所在地の場合にのみに認められるのであり限定された意味しか有しない。しかも、少なくとも日本の法律上は、物的担保の場合には債務名義を要せずに差押を認めるのが原則であって訴え提起の必要はないことになるし、保証人との関係で言えば、主観的併合による対応も可能であって必要性に乏しい(非常にわずかな場合を考慮して、ここまでの条項を置く必要があるか疑問である)。逆にこれを無限定に認めれば、主債務者の意思とは無関係に保証人が保証契約を結んだ場合や法定担保の場合等、被告の予測困難な管轄の発生根拠となる可能性もあるところであり、妥当ではない。

4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの(上記の訴えを除く。)は、日本の裁判所に提起することができる。

(意見)：賛成する。ただし、外国法人ないし外国人で、1)日本の代理店を通じて取引をしている場合や、2)日本の子会社を通して事業を行っている場合にも が適用されることを、明確にすべきである。

(理由)：事務所又は営業所所在地等に関する特別裁判籍の規定を設けることは妥当である。

こうした規定として、 の事務所・営業所所在地と の日本において事業を継続して行う者に対する管轄を合わせて規定することは、第1の3において法人その他の社団又は財団に対する訴えに関する普通裁判

籍を狭めたことからすれば、事務所・営業所所在地等の特別裁判籍を広げることとなるから妥当である。

そして、 は、事務所又は営業所所在地のある場合は、日本における事業に限定せずに、その事務所・営業所所在地に関連するものとする¹⁾ことは、たとえば日本の事務所で行っているが、日本の事業に関しないものも含むこととなるから妥当である。

 は、事務所・営業所所在地のない者であっても、日本において事業を継続的に行う場合には、それに基づく範囲では、日本において利益を得る以上、日本で被告として訴えられるリスクを負わなければならない、という正当化根拠が認められるのであって、妥当である。たとえば、外国で日本向けのウェブサイトを設置して、日本人顧客との取引をする場合は、日本での訴え提起が認められるべきである。また、会社法の外国会社の規定では、日本国内で取引をするなら、事務所又は営業所までは不要だが、弁護士の代理人程度でもよいから代表者を置いておくべきだとの趣旨によるものだが、こうした趣旨を推し進めれば、事務所又は営業所がないだけでなく、日本における代表者の定めがないとしても、日本国内において事業を継続してする者について、その者の日本における業務に関するものに絞って、日本に訴え提起できるとすることは妥当である。さらには、上記の正当化根拠からすると、会社法上の外国会社のみならず、非営利法人の場合も、また、日本向けの事業を行う権利能力なき社団や個人も含むべきである。非営利の場合も含むべきであるから、「取引」という言葉を避けて、「事業」とすることも妥当である。この様に解する については、適用範囲が広がるとの懸念はあるが、a)「日本国内において事業を継続してする者」とb)「その者の日本における業務に関するもの」との2つの限定があるから、これによって適用範囲を限定しうる。

さらに、 と の重複を避けるために、 について、 に該当する場合は除くのも妥当である。

また、 においては、結果として日本の法令による法人、権利能力なき社団又は財団、自然人を結果として含むこととなるが、この規定にかかわらず、日本のこれらの法主体について、日本国内で事業を行い、日本に関する業務を行っていれば、日本の裁判管轄権に服することは当然であるから、この点も結果としては、問題はない。

 に関して考えられる問題点としては、外国法人ないし外国人で、1)日本の代理店を通じて取引をしている場合(この場合は通常、契約上は、日本人と外国の主体が直接契約していることを前提)や、2)日本の子

会社を通して事業を行っている場合にも、の正当化根拠である「日本において事業を継続的に行う場合には、それに基づく範囲では、日本において利益を得る以上、日本で被告として訴えられるリスクを負わなければならないこと」は妥当するから、の適用があると考えるべきである。

の表現では、これらの場合に適用されるかどうか疑義が生じるので、これらの場合に適用される前提で、上記意見のとおり賛成するものである。これらの場合に適用されることを明確にする表現にすることが好ましいが、それが難しい場合でも、これらの場合に解釈上当然に適用されることを、明確にされるべきである。

5 社団又は財団に関する訴え

会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとする。

民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え（上記の訴えを除く。）は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（意見）：賛成する。

（理由）： について、会社法第828条から第867条まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律264条から第286条に規定される訴えの類型（具体的には、組織に関する行為の無効の訴え、総会等の決議の取消の訴え、役員等の責任追及の訴えなど）について、設立準拠法を基準にして日本の裁判所に専属管轄を認めるものである。外国法を準拠法として設立された外国法人が日本に定款上の本拠の所在地を置いている場合、疑似外国会社（会社法第821条）に該当する可能性があるが、それ以外に外国法人が日本に本店を置いているため日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべき場合は想定し難いから設立準拠法を基準として問題はない。

について、社団等が日本の法令により設立された法人である場合は設立準拠法を基準にし、社団等が法人でない場合は、その社団等の主たる事務所等の所在地が日本国内にある場合に、日本の裁判所の国際裁判

管轄を認めるもので、妥当である。

6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(注) 「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

(意見): 賛成する。

(理由): 不法行為地管轄を定める民事訴訟法第5条第9項の「不法行為があった地」には、加害行為地及び結果発生地の双方が含まれるというのが従前の裁判例であるところ、中間試案はこの文言解釈を前提として、「不法行為があった地が日本国内にあるときは」日本の裁判所に管轄を認めるとする。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟等においては、例えば、製造物責任や不正競争防止法に基づく損害賠償請求等、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地が異なる場合が想定され、被害者保護並びに証拠の収集の便宜との観点から、一般論として、そのいずれの地が日本国内にある場合に日本の裁判所に管轄権を認めることが必要であるから、本試案に賛成する。また、「不法行為があった地」の解釈・適用については、これまで多数の判例・裁判例が集積しており、同文言を用いれば法制化後もこれらの解釈・適用を活用でき予測可能性に資するという観点からも、賛成する。

ただし書きは、加害行為の結果が発生した地が不法行為地に含まれるとすると、日本に拠点を持たない行為者にとって、加害行為地は日本国外で結果発生地のみが日本である事件について日本の裁判所で応訴せざるを得ないということが酷な場合があること、被害者が、恣意的に結果発生地を追加・変更できる可能性があり、このような場合にまで日本の裁判所に管轄を認めることは、管轄権の濫用(フォーラムショッピング)を許すことになり妥当でない、との問題に対処するための規定であり、賛成する。

ただし、「加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において」との文言はわかりにくいので、「日本国外で行われた加害行為の結果が日本で発生した場合において」とする等、文言の修正が望ましいと考える。

なお、「第6 国際裁判管轄に関する一般的規律」において、日本の裁判所で訴えを提起することが当事者間の衡平を害する等「特別の事情」が認められ

る場合の訴え却下が定められるが、当該規定は管轄権を認めるか否かを裁判所の裁量に委ねたものであること、訴え却下の要件が一般的に過ぎ、不法行為地管轄における上記の問題を的確に解決しうるが疑問であることから、不法行為地に管轄を認める本規定中にただし書きとして、予測可能性のない場合は管轄権を否定する規定を置くことに賛成する。

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、その不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(意見) : 賛成する。

(理由) : 不動産に関する権利関係は所在地の登記制度と密接な関係を持ち、証拠収集についても所在地が便宜であること、権利関係をめぐって多数の利害関係人が存在しうることなどから賛成する。

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、その登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとする。

(注) 知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

(意見) : 本条については、反対、賛成両説あり、以下に併記する。

(反対説の理由) : 他国の登記・登録について日本人間で争いになった場合に、賛成説では不都合である。また、このようにすることで不動産に関する訴えについて専属管轄としなかったことと平仄を合わせ、不動産の登記移転請求も一体処理が可能となる。

また、注において、知的財産権の登録に関する訴えについても同様の規律としているので、以下にその点についての反対理由を述べる。

本案では、日本企業同士の知的財産権の登録に関する訴

えについて、その登録をすべき地が日本以外の外国であるときは、当該外国の裁判所の管轄に専属するものとなり、日本の裁判所は管轄権を有さず、却下することになる。

しかしながら、グローバル化する現在においては、多くの日本人が外国に財産を有しており、特に、特許権、商標権の知的財産権については、当該国で自己実施しなくても、防御的な意味合いから、中小企業も、外国の特許権、商標権を多く有している。他方、日本企業間での事業譲渡も増加しており、事業譲渡に伴い、諸外国の知的財産権も譲渡される場合が増えている（設定の登録により発生する権利でない著作権（ソフトウェア等）についても第三者対抗要件を取得するために移転登録する必要が生じる）。また、今後は、日本企業間での、日本の知的財産権と併せた諸外国の知的財産権の譲渡やライセンス（ライセンスについては、必ずしも登録が必要でない場合も存するが）も増加すると思われる。このような場合に、譲渡会社等が、諸外国の知的財産権の移転登録手続等をしなければ、譲受会社等は、各諸外国において訴訟を提起しなければならない。

確かに、ブリュッセル 規則等を考慮すると、自国の知的財産権の登録に関する訴えに関する日本の裁判所の判決を承認・執行しない諸外国は存在すると思われる。しかし、他の種類の訴えについても、今回、国際裁判管轄の法制化がなされたとしても、日本の裁判所の判決が外国において承認・執行されない可能性は存在するし、他方、日本の裁判所の判決がなされることにより、敗訴した日本企業による任意履行の可能性も存在する。他方、当該外国が、日本の裁判所の判決を承認・執行する場合、当該外国において、当該外国語で、日本人の通訳を付けた証人尋問等を行う等して、裁判手続をするよりも、一旦、日本で、日本語で、通訳無しの証人尋問等を行う等して、日本の裁判所の判決を得た上で、当該国で同判決の承認・執行手続をする方が、日本企業にとって、簡便であることは明らかである。

(賛成説の理由): 本案は根拠として、請求内容が、国による行為に関わるものであることから、登記又は登録すべき国以外に、当該登記登録に関する訴えの国際裁判管轄を認めても、判決に基づきその登記等を行うには、登記登録すべき国の承認等の手続が必要となり、迂遠であることを挙げており、異論がない。

特許権その他の知的財産権の登録については、国家の行政処分であり、国家の産業政策にも関連するところであり、公益性が極めて高いものといえる。そして、登録国以外にその知的財産権の登録に関する訴えの国際裁判管轄を認めても、判決に基づきその登録を行なうには、登録国における手続が改めて必要となり、その場合には登録国の裁判所において再度審理が必要なことも考えられる。そうであるならば、登録国に専属管轄を認めるべきである。

なお、登録すべき地が日本であるときは日本の裁判所の専属管轄である旨を明記しているが、その裏返しとして、登録すべき地が外国であるときは当該外国の裁判所の専属管轄であるとし、日本の裁判所には管轄がない旨も含んでいる趣旨だとされている。この点についても、上記理由と同理由で賛成である。

また、当初の案文(国際裁判管轄法制部会資料11)においては、「設定の登録により発生する知的財産権」との限定がされていたが、設定の登録により発生する権利に限定する必要はないとの理由でかかる限定が削除されている。たしかに、設定の登録を要せず発生する知的財産権である著作権を考えた場合、公示目的の登録制度(著作権法第75条)、移転や質権設定の対抗要件目的の登録制度(同法第77条)などが存在し、その登録をめぐって訴えが提起されることは十分にありうることから、この規定に賛成である。

なお、本規定については別途設ける必要性はなく、一般的な登記・登録に関する訴えの規定に吸収してしまっている。しかし、他の登記・登録を要する財産に比して、知的財産権をめぐり国際間の取引は多く、将来的にもますます増加することが見込まれること、裁判管轄に関する国際条約(ブリュッセル条約、ルガノ条約等)においても、一般的な登記・登録に関する訴えの規定とは別に知的財産の登録に関する訴えの規定が設けられていることに鑑みれば、別途設けるべき意義は十分にあると

考えられる。

9 相続に関する訴え

相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記の訴えに該当しないものは、上記のアからウに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(意見): 賛成する。

(理由): 提案は、基本的に、民事訴訟法第5条第14号・第15号に整合している。相続に関する訴訟に関しては、必ずどこかで訴訟を提起できるようにしておく必要があると考えられ、そうした観点から、提案を支持する。

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

(意見): 賛成する。

(理由): 訴えの対象となる債務は様々であり、その債務の性質等に照らして国際裁判管轄の有無を検討することになるので(義務履行地、不法行為地、財産所在地等)、独自の管轄規定は不要と考える。仮に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当でないような場合には、第6の国際裁判管轄に関する一般的規律で対処すればよいと思われる。

第3 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

当事者は、第一審に限り、合意により訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。

上記の合意(以下「管轄権に関する合意」という)は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならないものとする。

管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

(意見): 賛成する。

(理由): 外国裁判所に専属管轄を付与する合意について、外国の裁判所が当該事件について管轄権を有することを合意の有効要件とすべきであるから、ただし書きを設けることは妥当である。

および は民事訴訟法第11条第2項第3項に整合しており、妥当である。

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において、日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

(意見): 賛成する。

(理由): 国内裁判管轄と同様の趣旨から応訴管轄を認めるものであり、妥当である。

第4 個別分野の訴え

1 海事関係の訴え

船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】上記の規律以外に特段の規定を置かないものとする。

(注) 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

(意見): については賛成し、については、甲案を以下のとおり一部修正の上、これに賛成する。

【修正甲案】海難救助に関する訴えは、海難救助があった地、救助された船舶が最初に到達した地、又は救助された船舶がいずれの地にも到達し得ない状況となった場合には当該海難救助により救助された者が最初に搬送された地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとする。

(注)に関しては、財産上の訴えにおける規律の中で検討することに異議はない。

(理由): については、特段の規定をおかない場合、公海上の事故に関し、証拠収集の便宜という観点から裁判管轄が認められにくい上、普通裁判籍のみが認められることになると、便宜置籍船が通用している現状に鑑みると、訴訟提起に支障が生じるおそれがある。(第2の6の不法行為の特別裁判籍として認められるべきところの、不法行為地の裁判管轄についても、海上事故に基づく損害がどこで発生したかということについては必ずしも明らかでないといわれる場合も考えられる。)反面、損害を受けた船舶については、当該船舶の最初の寄港地において、第一義的な調査が行われることが一般的であることから、証拠収集の便宜という不法行為の特別裁判籍を定めた趣旨に鑑みると、最初の寄港地が日本である場合に日本における裁判管轄を認めることは合理的であると考え。

については、検討事項(3)においては、「海難救助については、口

イズ・オープン・フォームにロンドンを仲裁地とする仲裁合意が含まれ、日本の裁判所に海難救助に関する訴えが提起されることは稀である」ことを理由に、特段の規律をおかないとすることが提案されていたのに対し、たたき台において「実務上は仲裁が用いられることが多いとしても、訴えが提起される可能性がある以上、管轄に関する規定をおくべきではないかとの指摘がなされたことから」乙案（中間試案における甲案）が提案されるに至った。現在の実務が、今後においてどのように変化するかについては確証がなく、仲裁合意がなされず、しかも管轄を定めるに際する準則がなかった場合には、管轄地決定に支障が生じうる（被告が船舶所有者であるとするると便宜置籍船と同様の問題が生じうる。）ことから、念のために国際裁判管轄に関する規定を置くことに賛成する。なお、その場合において、海難救助された船舶が沈没するなどして、いずれの地にも到達し得ない状況になることも想定することができ、当該海難救助において救助された者が最初に搬送された地が日本である場合においては、日本において何らかの費用などが発生するのが通常であり、事故直後に事情の聴取などが行われることになることも想定できることから、「最初の寄港地」の場合に加えて、日本における裁判管轄を認めることは合理的であると考えらる。

そのほか、船員に対する財産上の訴え、船舶所有者その他船舶を利用するものに対する船舶又は航海に関する訴えについては、民事訴訟法上は「船籍の所在地」が管轄地と規定されているところ、国際民事訴訟法において同様の規定を置くことは、便宜置籍船の実態に鑑みると、不適切であるとの部会の見解は妥当であると考えらる。船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、民事訴訟法上は「船舶の所在地」については、船舶を担保とする債権に基づく訴えについて財産所在地の特別裁判籍に基づき対応することができる反面、その他の場合に一律に船舶所在地に国際管轄を認めることは合理性に欠くと考えらる。

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとする。

（注）知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

（意見）：賛成する。

(理由)：特許権等の設定の登録により発生する知的財産権は、国家の行政処分により付与されるものであり、その存否や効力についてはその登録を行った国の裁判所が最もよく判断できる、登録国以外の国の裁判所が知的財産権の無効を確認する判決をしたとしても、その効果は相対的なものであることから、登録すべき国が日本であるときは日本の裁判所の専属管轄にすべきとの考えから規定された案である。

このような考え方については特に異論はなく、結論として本中間試案の規定も妥当であると考えらる。

なお、本中間試案については上記第2の8と同じく、登録すべき地が外国であるときは当該外国の裁判所の専属管轄であるとし、日本の裁判所には管轄がない旨も含んでいる趣旨だとされている。この点につき、実務的には、実質的に同一の発明につき日本を含む複数国に特許権が成立しており、その有効性につき日本企業同士の間で争いが存在する場合、当事者間でその全ての特許権の無効確認の訴訟を日本の裁判所で行うことの管轄合意ができていない場合には、外国の特許の有効性を日本の裁判所で判断できるようにしておく余地を残しておくべきではないかという考え方もありうる。

しかし、特許権等の知的財産権の有効・無効に関して裁判所がいかなる形で関与できるかは国によって区々である。例えば、日本の特許権の場合を考えると、いきなり無効確認訴訟を裁判所に提起することはできず、まずは特許庁という行政機関に無効審判を申立て、その結果を受けて審決取消訴訟を知財高裁に提起するという構造になっている。他方で米国においては、特許商標庁における再審査という手続はあるものの、いきなり裁判所に特許無効確認訴訟を提起することもできる。このように国によって、専門的知見を有する行政庁の判断を尊重する観点等から行政庁での手続が先行させる必要があるか否かが異なっており、そのような点を一切無視して、日本の裁判所で全ての外国の特許権の有効・無効を主文の判断でできるとするのは、当該特許を付与した国家の特許制度を軽視しているとも評価できる。そこで、たとえその判決の効力が当事者間にとどまるものだとしても、国際礼譲の観点から、日本の裁判所が、主文で外国の特許権の無効を宣言することは、明らかに行きすぎであると考えられる。

他方、後述のとおり、当該知的財産権法上、無効の抗弁が認められるか否かについての制限はあるが、各国知的財産権の侵害訴訟及び同侵害行為に基づく債務不存在の確認訴訟について、管轄裁判所を日本の裁判所と合意することにより、当事者の目的は達成されることが考えられる。したがって、本中間試案が、登録すべき地が外国であるときは当該外国の裁判所の専属管轄であるとし、日本の裁判所には管轄がない旨も含んでいる趣旨であることについ

ては、問題はないと解される。

もっとも、本中間試案に関わらず、外国の知的財産権の侵害訴訟が日本の裁判所に係属している場合に、当該知的財産権の無効が抗弁として提出された場合に、当該知的財産権法上、無効の抗弁を認めている限り、日本の裁判所が抗弁としてその有効・無効を判断することはできるといべきである。この場合は、知的財産権の有効・無効の判断は主文にはあられず、判決理由中の判断にとどまるからである。

なお、知的財産権の侵害訴訟等について特段の規律を設けず、他の規律（不法行為に関する訴えについての規律等）にしたがい国際裁判管轄を定めることに、特に問題はないと思われる。

3 消費者契約関係の訴え

消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 【甲案】消費者契約の締結の時における消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【乙案】第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契

約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。）であるとき。

【丙案】 においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定め
ないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所に訴えを提起することができないとの抗弁を提出したとき。

（意見）： については、甲案に賛成する。

については、賛成する。

については、丙案に賛成する。

（理由）： については、まず、契約締結時の消費者の住所を基準とすることについては、当事者の予測可能性から賛成である。次に、訴え提起時の消費者の住所を基準とすることについては、本来裁判管轄の判断基準時は訴え提起時であり、消費者保護の観点にも沿うことから、甲案を支持する。

については、原則として消費者の普通裁判籍が日本国内にある場合のみに日本の裁判所に訴えを提起できるとし、例外を応訴があった場合と管轄合意が有効な場合に限った点については、消費者保護の観点から妥当であると考え。もっとも、例外規定のア（応訴管轄）については、消費者にとって、裁判所からの通知が来れば安易にに応じてしまいやすいという応訴の弊害が懸念されることから、仲裁法附則第3条第6項を参考にし、応訴した消費者に対して意思確認の規定を設けるなどして、消費者による安易な応訴の弊害を防止することが望ましい。

については、管轄権に関する事前合意を原則無効とすることは、消費者保護の観点から妥当であると考え。例外規定については、甲案及び乙案では、管轄合意に基づいて事業者が消費者に対して訴えを提起したときに、消費者が既に当該国を離れて別の国に居住している場合でも、管轄合意に拘束されることになり、消費者保護を図った趣旨が没却されるため、例外規定をア及びウに絞った丙案を支持する。

能動的消費者の適用除外規定について

いわゆる「能動的消費者」を消費者契約に関する規律の適用から除外すべきかどうかは法制審で検討されているが、能動的消費者の適用除外規定を設けた場合、消費者は、一時的に滞在したに過ぎない外国の裁判所で応訴することを強いられること、一方、グローバルな現代において、消費者が能動的に動いて取引を行うことは容易に予測されることであって、事業者はそれによって利益を得ているのであるから、消費者保護の管轄規定は甘受すべきであることから、消費者保護の観点に立って、能動的消費者の適用除外規定は不要とするべきであると考えられる。

4 労働関係の訴え

労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所に訴えを提起することができないとの抗弁を提出したとき。

（注）労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合に適用されるものとする。

(意見): 賛成する。ただし の「労務提供地」は訴えの提起時又は請求権発生時の労務提供地とすべきである。

(理由):

1 訴訟を労働者から提起する場合と、事業主から提起する場合とで、提起できる場所について差を設けること自体については、労働者と事業主との間の経済的・社会的な力の差を考慮し、労働者保護の観点から、賛成できるものである。

2 について

は、普通裁判籍に加えて、労働者が訴訟提起しうる裁判所を拡張するものである。そのこと自体については、1で述べたように妥当なものと考えられる。

その際に、「労務の提供地」において訴訟を提起することができるとするのは、訴訟における証拠収集の便宜からして妥当であろうと考えられる。また、法適用の通則法との整合性もある。

問題は、「労務の提供地」の内容であるが、「現実に労務を提供している地」であると解すべきである。労務提供地を管轄の基礎としたのは、労働者が最も容易に裁判を受けることが出来るようにするという趣旨によるものであること、また労働契約上「労務の提供地」と定めてある場合であっても、労働契約締結に際しては、その経済的・社会的な力の差から、事業主にとって訴訟遂行に有利な地として現実の労務提供地と異なる場所を定める場合もあり、労働契約上定められているというだけでは不都合な場合がある。また、現実に労務を提供している地の方が、証拠収集等について便宜である。

また、「労務の提供地」を定める基準時については、「訴え提起時」が認められることには問題ないが、それに加えて、「請求権発生時」における労務提供地も含めるべきである。「請求権発生時」についても、証拠の収集の便宜の観点から認めても良いと考える。

なお、「労務の提供地」の解釈に当たっては、労働者にとって不利とならないような解釈が望まれる。

3 について

事業主側から訴訟を提起する場合には、訴訟提起できる裁判所を制限しようとするもので、労働者保護の観点からの提案である。

要するに、労働者が居住している地以外の外国で訴訟を提起された場合に、応訴する負担が過重なものになって、労働者にとって過酷だというのが提案理由であろう。

その例外として、アの労働者が現実に応訴した場合と、イの管轄合意が有効な場合を挙げている。

国境を越えて労働紛争が起こる場合というのは、航空会社の客室乗務員(ルフトハンザ航空事件、ユナイテッド航空事件)等において見られるものであり、これまではそう頻繁に生じるものではなかった。そして、こうしたケースにおいては、提案が妥当するようなケースであると考えておかしくはないものである。このような点から考えて、の提案は妥当なものと考えられる。

4 について

この提案も、労働者が事業主との力関係から、労働者が不利な管轄合意を強制されるおそれがあることから、労働者保護のための提案である。仲裁法と平仄を合わせるのが妥当である。他方、労働者側から管轄合意に基づいて訴訟提起した場合には、その管轄を認めるのが妥当である。と同様、妥当なものと考えられる。

5 なお(注)については、労働審判から移行した場合に訴訟の提起があったとみなされるとする現行法と整合性を持たせるとい趣旨であり、妥当と考えられる。

第5 併合請求における管轄権

一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。

数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

上記 若しくは の他の請求又は上記 の反訴の目的である請求に係る訴えについて、

【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき

【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるときは、上記 から の規律は適用しないものとする。

(第5についての後注)

訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

(意見): ないし については賛成するが、 については、 の他の請求又は の反訴の目的である請求については甲案に賛成し、 の他の請求については乙案に賛成する。第5についての後注については、少なくとも訴訟告知に関しては規律を設け、明確にすべきである。

(理由): 第5 の客観的併合に関する規定に関して、過去の最高裁判例の立場を踏襲するものであり、反対はしない。

第5 の反訴に関する規定に関して、反訴を認めること自体は国際的にも一般的と思われ、また、本訴で相殺の抗弁を出しているときの残部請求の反訴のように、防御方法と関連する反訴を認めることも合理性があると解される。

第5 の主観的併合に関する規定に関して、主観的併合を認めること自体に異論はない。

第5 の併合の例外に関しては、当事者の管轄合意がある場合を併合の対象とするか否かの扱いの違いにより、甲案と乙案が併記されている。

しかしながら、そもそも客観的併合及び反訴の場合と主観的併合の場合を一律に考えることが妥当でないとする。すなわち、客観的併合及び反訴の場合は、当事者の管轄合意にも拘わらず、併合を認めたとしてもさほど被告の不利益は大きくないと思われる。これに対し、当事者の管轄合意があるにも拘わらず、主観的併合を認めることは、被告となるものの不利益が大きく妥当でないとする。

なお、「第5についての後注」として、訴訟参加、訴訟引受及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする、とされているが、特に訴訟告知については、被告者に対する参加的効力の問題もあり、議論のあるところである。少なくとも訴訟告知に関しては規律を設け、外国に所在する被告者に対する参加的効力を認めることを明確にすべきではないかと考える。

第 6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第 1 から第 5 までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(第 6 についての後注)

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

(意見) 賛成する。後注については、緊急管轄の規律を設けるべきである。

(理由) 予見可能性、法的安定性という今回の国際裁判管轄の法制化の目的からすれば、日本の裁判所が国際裁判管轄を有する場合が明確になると思われるが、完全な立法は不可能であると思われる。

国内裁判管轄についての移送に関する民事訴訟法第 17 条の規定と比較すると「適正」という要件が入っており、外国の裁判の多様性を考慮すると、そのような要件が入るのは適切であると考えられる。

緊急管轄については、解釈上認められる可能性があるとしても、明文の規定が無ければ訴えを躊躇して、権利救済が図れない可能性があるから、緊急管轄の規定を認めるべきである。その規定の内容としては、訴えが日本の裁判所の管轄に属しないと認める場合においても、外国において訴えを提起しても却下される可能性が高く、日本において訴えを提起する以外に方法が無く、その請求が日本と密接な関連性を有する限り、日本の裁判所に国際裁判管轄権を有するものとする」との趣旨のものとするに異論は無い。

第 7 適用除外

第 1 第 2(5 及び 8 を除く。) 第 3 第 4(2 を除く。) 及び第 6 の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

(意見) 賛成する。ただし、第 2 の 8 を除くことについては賛成・反対両案がありうる。

(理由) 意見のただし書きについては、第 2 の 8 において、両案がありうるからである。

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

上記の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

上記の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(注) 上記甲案のA案においては、(i)不服申立てのあり方(中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)、(ii)中止決定の取消しに関する規律の要否(中止決定の取消しについての規律を設けるかどうか、中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか。)、(iii)中止決定の取消しに関する不服申立てのあり方(中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、中止決定の取消し申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)等について、なお検討を要する。

(意見): 乙案に賛成する。

(理由): 日本の裁判所における国際裁判管轄が認められる以上、外国裁判所における訴訟は、上記第6を除いては、外国判決の承認の段階まで、考慮しなくてもよいと考える。外国で訴訟を提起された日本企業が日本において債務不存在確認訴訟を提起するような一般的に国際訴訟競合が生ずる場合は、上記第6にしたがって判断すれば十分である。

また、そもそも、外国裁判所に係属しているか否か、同一の事件か否か、

さらには、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第 118 条の規定により効力を有することとなると見込まれるか否かを判断することも困難である。

それから、外国裁判所の判決の日本における執行まで考えると、第一審の判決が言い渡されるだけでなく、判決が確定し、さらに、それについての執行判決が日本でも言い渡されなければならないので、一般的に言っても、かなりの時間がかかる。さらに、日本よりも、訴訟手続に非常に長く時間がかかる外国も存在する。したがって、先に外国裁判所に係属していても、日本の訴訟を進めた方が良い場合があると思われる。

さらに、第 2 の 3 において、差し押さえることができる財産が日本国内にあるときの管轄を認める場合、日本国外の財産からの債権回収を求めて外国で訴訟を提起した後に、日本国内の財産からの債権回収を求めて日本国内でも訴訟を提起することは考えられる。

第 9 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

(意見) 賛成する。

(理由) 本案の管轄裁判所が日本の裁判所であるが、仮に差し押さえるべき物件が日本国外にある場合であっても、将来、日本の国内に入ってくる可能性が大である船舶・飛行機、動産など、日本の裁判所で保全命令を得る意味がある場合もあるから、この場合の保全命令の管轄権を日本の裁判所に認める必要があると考える。確かに、外国の不動産など、日本の裁判所が下した保全命令の執行可能性がほぼ無い場合も想定するが、このような場合に保全命令の申し立てがなされた場合は、管轄権は認めながらも、保全命令を出す段階で保全の必要性がないとして却下することができる。

他方、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本にない場合でも、差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にある場合 (例えば、日本以外の国の裁判所に専属的合意管轄がある場合に、被告が日本国内に財産を有する場合) には、将来の勝訴判決に基づく執行に備え、日本の裁判所で保全命令を得る必要がある。

なお、起訴命令 (民事保全法第 37 条) に基づく起訴命令がなされた場合の取り扱いについては、外国で本案訴訟を起こした場合や仲裁合意に従って仲裁

申立てがなされた場合も「本案の訴えを提起しているとき」にあたるなど、同条項の解釈に委ねるべき事項である。

(全体についての後注)

第2の4、9、第4の3、4等の各規律により日本の裁判所に訴えを提起できる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。

(意見)第2の4については、日本における代表者を定めている場合は、その代表者の住所地、日本における代表者を定めていない場合は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する旨の国内土地管轄の規律を置くべきである。

第2の9については、第2の9の規律に整合するよう

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるときは、その住所、

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるときは、その居所、

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたときは、その住所

を管轄する裁判所の管轄に属する旨の国内土地管轄の規律を置くべきである。

第4の3については、甲案の規律に整合する「訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所」を管轄する裁判所の管轄に属する旨の国内土地管轄の規律を置くべきである。

第4の4については、「訴えの提起の時又は請求権発生時の労務提供地」を管轄する裁判所の管轄に属する旨の国内土地管轄の規律を置くべきである。

(理由)第2の4については、日本における代表者を定めている場合は、その代表者の住所地を管轄する裁判所に管轄を認めればよいが、日本における代表者を定めていない場合は、もはや被告の利益を考慮する必要がないから、原告の便宜のために原告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に管轄を認めるべきである。

第2の9については、第2の9に掲げる場合に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのであるから、国内土地管轄も第2の9の規律と整合すればよい。

第4の3については、上記の通り、消費者保護の観点から甲案を採用すべきであり、その場合には、国内土地管轄も消費者保護の観点から、甲案の規律と整合すればよい。

第4の4については、上記の通り、労働者保護の観点から訴えの提起の時又

は請求権発生時の労務提供地」が日本国内にあるときに日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるべきであるから、国内土地管轄も同様な規律とすればよい。

以上